

事業承継に関する主な支援策 (一覧)

事業承継をお考えの皆様へ

- ✓ 事業を引き渡そうとする
中小企業の経営者
- ✓ 事業を引き継ぐ意向の
後継者候補や譲受会社・個人
- ✓ 事業を引き継いだ
後継者や譲受会社・個人 等

2023年3月
中小企業庁

事業承継・M&Aに関する支援策フロー

○事業承継・M&Aを実施するために、何をしたらよいか分からない

- ・ 現経営者や後継者・譲受側候補向けの支援策を紹介しています。
- ・ 以下のフローチャートで、活用可能な支援策をご確認ください。

現経営者

- ・ どのように引継ぎを実施するか検討するため、以下の施策を活用
 - ・ 事業承継・引継ぎ支援センター (→P4の1参照)
 - ・ 事業承継診断 (→P13の19参照)
 - ・ 事業承継ガイドライン (→P12の15参照)
- ・ 引継ぎ先が決まっている場合、
 - ・ 親族内承継を希望する場合は、下記①へ
 - ・ 従業員（幹部役員等を含む）承継を希望する場合は、下記①へ
 - ・ M&Aを希望する場合は、下記②へ
- ・ 廃業を検討している場合は、15頁以後へ
事業再生を検討している場合は、17頁へ

後継者・譲受側候補

- ・ 親族内承継・従業員承継を実施予定の後継者候補は、下記①へ
- ・ M&Aを実施予定の譲受側候補は、下記②へ

① 親族内承継・従業員承継に関する支援策一覧を確認 (→2頁)

② M&Aに関する支援策一覧を確認 (→3頁)

親族内承継・従業員承継に関する支援策一覧

	現経営者	後継者候補
引継ぎの準備	○経営状況を確認したい ローカルベンチマーク (→P13の20参照) 経営デザインシート (→P13の21参照)	
	○承継に向けて課題を把握したい 事業承継診断 (→P13の19参照)	
円滑な引継ぎ	○今後の取組を相談したい 事業承継・引継ぎ支援センター (→P4の1参照)	
	○後継者候補を育成したい 中小企業大学校 (→P14の22参照)	○承継に向けて準備したい
		○事業承継時の資金を調達したい 公庫融資・信用保証の特例 (金融支援) (→P9の10参照) 小規模企業共済 (→P15の23参照)
	○株式等を承継させたい 法人版・個人版事業承継税制 (→P7の6、7参照) 遺留分に関する民法の特例 (→P11の13参照) 所在不明株主に関する会社法の特例 (→P11の14参照) 中小企業経営力強化支援ファンド (→P6の5参照)	○株式等を承継したい
引継ぎ後の経営革新等	○経営者保証を解除したい 経営者保証ガイドライン (→P9の11参照) 事業承継時の経営者保証解除 (→P10の12参照)	
	○承継後の生活資金を積み立てたい 小規模企業共済 (→P15の23参照)	○承継後に設備投資等を実施したい 事業承継・引継ぎ補助金 (→P5の3参照)

M&Aに関する支援策一覧

	譲渡側 (現経営者)	譲受側候補
引継ぎの準備	○M&Aについて知りたい 中小M&Aガイドライン (→P12の16参照) 中小M&Aハンドブック (→P12の17参照)	
	○経営状況を確認したい ローカルベンチマーク (→P13の20参照) 経営デザインシート (→P13の21参照)	
	○引継ぎに向けて課題を把握したい 事業承継診断 (→P13の19参照)	
円滑な引継ぎ	○マッチング先を探したい 事業承継・引継ぎ支援センター (→P4の1参照) M&A支援機関登録制度 (→P6の4参照)	○経営資源を引継ぎ、創業したい 後継者人材バンク (→P4の2参照)
	○株式等を引継がせたい 所在不明株主に関する会社法の特例 (→P11の14参照) 中小企業経営力強化支援ファンド (→P6の5参照)	○株式等を引継ぎたい
	○経営者保証を解除したい 経営者保証ガイドライン (→P9の11参照) 事業承継時の経営者保証解除 (→P10の12参照)	
	○M&A時の費用を軽減したい 事業承継・引継ぎ補助金 (専門家活用) (→P5の3参照)	公庫融資・信用保証の特例 (金融支援) (→P9の10参照) 登録免許税・不動産取得税の特例 (→P8の9参照) 小規模企業共済 (→P15の23参照)
	○円滑に経営統合を実施したい 中小PMIガイドライン (→P12の18参照)	
		○M&A後のリスクに備えたい 経営資源集約化税制 (準備金) (→P8の8参照)
引継ぎ後の経営革新等	○承継後の生活資金を積み立てたい 小規模企業共済 (→P15の23参照)	○引継ぎ後に設備投資等を実施したい 事業承継・引継ぎ補助金 (経営革新) (→P5の3参照) 経営資源集約化税制 (設備投資) (→P8の8参照)

1. 事業承継・引継ぎ支援センター

- 全国47都道府県に設置する公的相談窓口として、中小企業の事業承継に関するあらゆる相談に対応します。



(1) 親族内承継支援

親族や従業員に円滑に承継できるよう、事業承継計画策定等を支援

(2) 第三者承継 (M&A) 支援

後継者が不在の場合など、相談から、譲受企業の紹介、成約に至るまで、第三者への事業引継ぎを支援

よくあるご相談

- ✓ そもそも何から始めたらいいのかわからない
- ✓ 会社の株式をどう後継者へ渡せばいいのか？
- ✓ 後継者がいないがどうしたらいいのか？
- ✓ M&Aの相手を探してほしい

【お問い合わせ先】

最寄りの事業承継・引継ぎ支援センターへお問い合わせ下さい
<https://shoukei.smrj.go.jp/index.html#top>



2. 後継者人材バンク

- 「創業希望者」と「後継者不在の事業者」とを引き合わせ、事業を引き継ぐために必要となる様々な支援を行います。



【お問い合わせ先】

最寄りの事業承継・引継ぎ支援センターへお問い合わせ下さい
<https://shoukei.smrj.go.jp/index.html#top>



3. 事業承継・引継ぎ補助金

- 事業承継・M&A後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）、M&A時の専門家活用（仲介・フィナンシャル・アドバイザー（FA）、デュー・ディリジェンス等）の取組、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等を支援します



M&A時に係る費用を補助

<対象経費の例>

- M&A仲介業者やFAへの手数料※
- ※M&A支援機関登録制度に登録されたFA・M&A仲介業者が提供するものが補助対象
- デュー・ディリジェンス費用
- 価値算定費用

事業承継・M&A後の取組に係る費用を補助

<対象経費の例>

- （事業に従事する従業員の）人件費
- 新築・改築工事費用
- 機械装置の調達費用

廃業・再チャレンジ

廃業・再チャレンジに係る費用を補助

<対象経費の例>

- 廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費

✓ 令和4年度補正予算

支援の枠組み	補助率	補助額
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組に係る費用の補助		
経営革新※1	1/2・2/3	～600万円
	1/2	600万円～800万円※2
②経営資源引継ぎ時の土業専門家等の活用に係る費用の補助		
専門家活用	1/2・2/3	～600万円※3
③事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に伴う廃業費用等の補助		
廃業・再チャレンジ※4	1/2・2/3	～150万円

※1 「親族内承継」、「M&A」、「創業」の類型が存在

※2 一定の買上げを実施する場合に補助上限が上乗せ

※3 M&Aが未成約の場合は補助上限額が半減

※4 経営革新または専門家活用と併用可

【お問い合わせ先】

事業承継・引継ぎ補助金事務局

経営革新事業：050-3615-9053

専門家活用事業/廃業・再チャレンジ事業：050-3615-9043



4. M&A支援機関登録制度

●中小M&Aにおける支援機関の行動指針である「中小M&Aガイドライン」の遵守等を宣言した支援機関を登録する制度です。

- 事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）において、M&A支援機関の活用に係る費用（仲介手数料やフィナンシャルアドバイザー費用等に限る。）については、登録M&A支援機関の提供する支援に係るもののみを補助対象とします。
- 登録M&A支援機関からの支援を希望される方は、以下ホームページの「登録機関データベース」からご希望のM&A支援機関へ直接ご相談ください。

<https://ma-shienkikan.go.jp/search>



- また、情報提供受付窓口では、登録M&A支援機関の支援を巡る問題等を抱える中小企業等からの情報提供を受け付けます。

【お問い合わせ先】

M&A支援機関登録事務局（03-4570-8692）

<https://ma-shienkikan.go.jp/>

M&A支援機関登録事務局内

情報提供受付窓口（03-6867-1478）

<https://ma-shienkikan.go.jp/inappropriate-cases>

5. 中小企業経営力強化支援ファンド

●新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した地域の核となる企業に対して、官民ファンドによる出資やハンズオン支援等により、経営力の強化とその後の成長を支援します。

- ファンドからの投資を希望される方は、以下ホームページの「ファンド検索」からご希望の投資会社へ直接ご相談いただくか、下記までお問合せください。

https://www.smrj.go.jp/fund_search/cgi-bin/search.cgi



【お問い合わせ先】

独立行政法人中小企業基盤整備機構
ファンド事業部（03-5470-1672）

6. 法人版事業承継税制（一般措置・特例措置）

- 後継者が、経営承継円滑化法の認定を受けて、非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予等します。
- 平成30年度税制改正において、この事業承継税制について、これまでの措置に加え、10年間の特例措置として、贈与税・相続税の全額を猶予等しています。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定	特例承継計画の提出 2018年4月1日から 2024年3月31日まで	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 2018年1月1日から 2027年12月31日まで	なし
対象株数 ※議決権株式に限る	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人の後継者	複数の株主から 1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
経営環境変化 に対応した免除	あり	なし

【お問い合わせ先】

主たる事務所が所在している都道府県庁へお問い合わせ下さい

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku/shoukei_zeisei_madoguchi.pdf



7. 個人版事業承継税制

- 後継者が、経営承継円滑化法の認定を受け、特定事業用資産[※]を贈与又は相続等により取得した場合において、平成31年度税制改正において、10年間の特例措置として、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額を猶予等しています。

※ 事業用の土地、建物、機械・器具備品等

【お問い合わせ先】

主たる事務所が所在している都道府県庁へお問い合わせ下さい

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_kojin_ninntei.htm



8. 経営資源集約化税制

- 経営力向上計画に基づきM&Aを実施する場合に、以下の措置を活用できます。

(1) 設備投資減税（中小企業経営強化税制）

経営力向上計画に基づき一定の設備を取得等した場合、投資額の10%（資本金3000万円超の場合は7%）を税額控除又は全額即時償却。

(2) 準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）

事業承継等事前調査を記載した経営力向上計画に沿ってM&Aを実施した際に、投資額の70%以下の金額を準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）。



https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/sigenshuyaku_zeisei.html

【お問い合わせ先】

中小企業税制サポートセンター（03-6281-9821）

9. 登録免許税・不動産取得税の特例

- 経営力向上計画に基づき事業譲渡等を実施する場合、土地・建物に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置を活用できます。

< 登録免許税 >

登記の種類	通常税	計画認定時
不動産所有権移転の登記	0.4%	0.2%
分割による移転の登記	2.0%	0.4%
その他の原因による移転の登記	2.0%	1.6%

< 不動産取得税 >

取得する不動産の種類	税額	計画認定時
土地・住宅	不動産価格×3.0%	不動産価格の1/6相当額を課税標準から控除
住宅以外の家屋	不動産価格×4.0%	

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf#page=14

【お問い合わせ先】

中小企業税制サポートセンター（03-6281-9821）

10. 公庫融資・信用保証の特例（金融支援）

- 経営承継円滑化法の認定を受けた場合には、株式の買取りや相続税の支払など承継時に必要となる各種の資金に対して融資や信用保証といった金融支援を受けることができます。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm



【お問い合わせ先】

主たる事務所の所在地の都道府県

（事業を営んでいない個人の場合は、住所地の都道府県）

11. 経営者保証ガイドライン

- 経営者保証ガイドラインの3要件の全てまたは一部を満たせば、経営者保証なしで融資を受けられる可能性や、すでに提供している経営者保証を見直すことができる可能性があります。

3要件

法人・個人の一体性の解消	資産の所有やお金のやりとりに関して、法人と経営者が明確に区分・分離されている。
財務基盤の強化	財務基盤が強化されており、法人のみの資産や収益力で返済が可能である。
適時適切な情報開示等	金融機関に対し、適時適切に財務情報等が開示されている。

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou/>



【お問い合わせ先】

取引金融機関

商工会議所

商工会

<https://www5.cin.or.jp/ccilist>

https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754